

## 標準様式例7-2 (コンサルタント)

## (第2回) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和6年6月28日
契約業者	三井共同建設コンサルタント(株)北関東事務所
契約業者の住所	埼玉県さいたま市大宮区仲町2丁目28番地3
業務の名称	R5圏央道(埼玉・茨城)道路詳細修正設計業務
業務場所	自)埼玉県幸手市木立 至)茨城県つくば市高須賀
業務区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路詳細修正設計 一式</li> <li>・橋梁修正設計 一式</li> <li>・一般構造物詳細修正設計 一式</li> <li>・関係機関協議用資料作成 一式</li> </ul>
履行期間(自)	令和5年6月23日
履行期間(至)	令和6年6月28日
変更前の契約金額	39,600,000 円(税込み)
変更金額	+42,075,000 円(税込み)
変更後の契約金額	81,675,000 円(税込み)
変更理由	<p>1. 道路詳細設計(A) 現地調査の結果、設計が不要となったため、減工する。</p> <p>2. 道路詳細修正設計 関係機関との協議の結果、当初設計条件に変更が生じたため、設計を変更する。</p> <p>3. 施工時必要となる設計 既往成果の精査を行った結果、現地との不整合が判明したため、設計を変更する。</p> <p>4. 一般構造物詳細修正設計 現地調査の結果、現地条件の不整合が判明したため、設計を変更する。</p> <p>5. 橋梁修正設計 関係機関との協議の結果、設計条件に変更が生じたため、設計を変更する。</p> <p>6. 土工部における沈下予測検討 関係機関との施工協議の結果、検討条件が変更となったため、設計を変更する。</p> <p>7. 関係機関協議用資料作成 設計変更に伴い、関係機関との協議が必要となったため、設計を変更する。</p> <p>8. 工事用図面修正 現地調査の結果、設計条件に変更が生じ図面の修正が必要となったため、設計を追加する。</p> <p>9. 図面数量照査 既往成果の精査の結果、設計の妥当性の検証が必要と判断されたため、設計を追加する。</p> <p>10. 施工計画検討 隣接工事との工程調整の結果、当初計画での施工が困難となったため、施工計画検討を追加する。</p> <p>11. 履行期間は元設計とおりとする。</p>